

都市計画法に基づく開発行為に係る技術的細目の強化等に関する条例

平成 13 年 12 月 25 日

条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）に基づく本市の都市計画区域内における主として自己の居住の用に供する住宅以外の住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（以下「開発行為」という。）に関し、法第 33 条第 3 項の規定により都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号。以下「政令」という。）第 25 条の技術的細目に定められた制限を強化し、及び法第 33 条第 4 項の規定により開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めるものとする。

(制限を強化する技術的細目)

第 2 条 開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満の開発行為については、政令第 29 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により、政令第 25 条第 6 号の技術的細目を次のとおり強化する。

- (1) 設置すべき施設の種類の公園に限定する。ただし、保存すべき緑地等がある場合はこの限りでない。
- (2) 設置すべき公園の一箇所当たりの面積の最低限度を 100 平方メートルとする。
- (3) 市街化調整区域における開発行為にあつては、設置すべき公園の面積の最低限度を開発区域の面積の 6 パーセントとする。ただし、保存すべき緑地等がある場合は、その面積を公園の面積に加えることができる。この場合において、設置すべき公園の面積は開発区域の面積の 3 パーセントを下ることができない。

第 3 条 開発行為のうち市街化調整区域における開発区域の面積が 5 ヘクタール以上のものについては、政令第 29 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により、政令第 25 条第 7 号の技術的細目を次のとおり強化する。

設置すべき公園の面積の最低限度を開発区域の面積の 6 パーセントとする。ただし、保存すべき緑地等がある場合は、その面積を公園の面積に加えることができる。

(予定される建築物の敷地面積の最低限度)

第 4 条 開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街化区域における開発行為 165 平方メートル
 - (2) 市街化調整区域における開発行為 250 平方メートル
- 2 開発行為の設計において 2 以上の敷地を配置しようとする場合において、前項各号に定める面積に満たない敷地を生じたときは、敷地の総数に占める当該満たない敷地の割合を考慮して市長がやむを得ないと認めた場合に限り、同項各号に定める面積を次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める面積の範囲内とすることができる。
- (1) 市街化区域における開発行為 150 平方メートル
 - (2) 市街化調整区域における開発行為 230 平方メートル

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。